

県立学校校舎等維持修繕に係るオープンカウンター実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県立学校が執行する施設修繕に係るオープンカウンターを行う場合の手続き等に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(対象業務)

第2条 この要領の対象となる修繕は（以下「対象修繕」という。）は、原則として予定価格が200万円（消費税及び地方消費税含む）を超えない修繕とする。

(オープンカウンターの公告)

第3条 対象修繕をオープンカウンターに付するときは、次に掲げる方法により公告するものとする。

(1) 和歌山県物品・役務電子調達システムへの掲載

(2) 学校事務室での備付け

2 前項の規定により公告するときは、次に掲げる事項を和歌山県物品・役務電子調達システムにて作成される制度外の共通公告及び個別公告により行うものとする。

(1) オープンカウンターに付する修繕の概要に関する事項

(2) オープンカウンターに参加する者（以下「参加者」という。）に必要な資格に関する事項

(3) オープンカウンター参加手続に関する事項

(4) オープンカウンターの見積書の提出に関する事項

(5) 落札者の決定に関する事項

(6) その他オープンカウンターの手続きに関し必要な事項

3 第1項の公告（以下「公告」という。）の期間（公告開始から第7条第1項に規定する見積書の提出期間の終期までをいう。以下同じ。）は、原則として7日（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含む。）以上とする。

(オープンカウンター参加資格要件)

第4条 オープンカウンターに参加できる者は、単体企業で、見積書を提出した日から落札決定日までの間、次に掲げる要件を満たしているものとする。

(1) 対象修繕に共通する次に掲げるオープンカウンター参加資格要件を満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

ウ 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づく入札参加資格停止を受けていないものであること。

エ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。

オ 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱に基づく入札参加除外を受けていない者であること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154条）に基づき、更生手続開始の申立てが

なされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く。

キ 和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準（平成19年11月13日施行）における格付けの取り消しを受けていない者であること。

ク 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。

(2) 修繕ごとに定める次に掲げるオープンカウンター参加資格要件のうち、次条の規定により決定する具体的要件を満たしていること。

ア オープンカウンターに付する修繕に対応した業種の資格認定を受けている者であること。

イ 資格審査取扱い基準における格付けに関する要件を満たしている者であること。

ウ 建設業の許可に関する要件を満たしている者であること。

エ 営業所の所在地に関する要件を満たしている者であること。

オ その他学校長が定める要件を満たしている者であること。

(仕様書等)

第5条 仕様書の閲覧等については、公告に示した方法により行うものとする。

2 前項の閲覧等は、原則として、公告の期間について行うものとする。

3 学校長の判断により、公告期間中の参加者の現場確認を参加要件とすることができる。

(見積書の提出方法)

第6条 参加者は、和歌山県物品・役務電子調達システムにて作成される見積書を電子入札システム、郵送又は持参により提出しなければならない。

(見積書の提出期間)

第7条 見積書の提出期間（以下「提出期間」という。）は、公告に定めた期間とする。

2 参加者は、見積書を提出期間内に提出しなければならない

(見積書の受領等)

第8条 学校長は、提出された見積書を受領するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する見積書は、不受理とし、見積書等不受理通知書（別記第〈2〉号様式）を添えて、当該見積書を提出したものに返戻するものとする。

(1) 提出期間外に提出された見積書

(2) 第5条3で示された現場確認がなく提出された見積書（「現場の確認をすることができる」とした場合を除く。）

2 一度提出された見積書の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。

(見積書の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

(1) 同一事項のオープンカウンターで、参加者が2以上の見積書を提出した場合のそのいずれもの見積書

(2) 金額の記入がない見積書

(3) 金額を訂正した見積書

(4) 電子入札システムにより提出しものを除き、案件名、住所、商号又は名称、代

表者職氏名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は代表者の押印がない見積書

- (5) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない見積書
- (6) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる見積書
- (7) オープンカウンターの参加資格要件を満たさない者が提出した見積書
(落札者の決定等)

第10条 予定価格（消費税及び地方消費税の額を除く。）の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を落札者とするものとする。

- 2 落札者となるべき同価の見積書を提出した者が2人以上あるときは、落札者を決定するための電子くじを実施する。
- 3 落札者が決定したときは、落札者にその旨を通知するものとする。
- 4 落札者が決定したとき又は落札者がいないときは、すみやかに和歌山県物品・役務電子調達システムにて作成される見積執行調書を作成するものとする。

(見積結果の公表)

第11条 学校長は、見積結果を和歌山物品・役務電子調達システムに掲載するとともに、前条第4項の見積執行調書を学校事務室において閲覧に付することにより公表する。

- 2 学校長は、前項の公表までの間、見積の経過及び結果の問い合わせには一切応じないものとする。

(オープンカウンターの延期又は取り止め)

第12条 学校長は、オープンカウンターにおいて、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、オープンカウンターを延期し、又は取り止めることができるものとする。

- 2 学校長は、参加者が談合し、又はオープンカウンターを公正に執行することができない状態にあると認めたときは、オープンカウンターを延期し、又は取り止めることができるものとする。

(費用の負担)

第13条 見積書の作成及び提出に要する一切の費用は、参加者が負担するものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行し、施行日以降に公告を行う対象修繕から適用する。

附 則

この要領は、平成23年5月1日から施行し、施行日以降に公告を行う対象修繕から適用する。

附 則

この要領は、平成28年3月31日に廃止する。

附 則

この要領は、平成28年7月15日から施行し、施行日以降に公告を行う対象修繕から適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、施行日以降に公告を行う対象修繕から適

用する。